

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年9月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会

(2) 代表者名

千田 雅之

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、呼吸器外科医学と医療に関する社会への啓発と情報提供並びに呼吸器外科医学と医療に関する研究の進歩発展に関する事業を行い、呼吸器外科医学医療の進歩と普及に貢献し、医学医療の増進並びに学術文化の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成29年8月21日

(文化市民局地域自治推進室)